

剪定枝等循環システムモデル事業について

1 平成 27 年度モデル事業の検証結果

(1) モデル事業の概要

- ・南生実町内会・み春野自治会 1,600 世帯（戸建住宅）で月 1 回収集
- ・収集量 21,940kg（5～3 月）
- ・市内民間処理施設において燃料チップ等に再資源化

(2) 本市における剪定枝等の排出量及び資源収集量の推計

① 年間総排出量 → 11,000 トン

戸建住宅（構成割合：41.7%）			共同住宅（構成割合：58.3%）			合計		
世帯数	原単位 (kg)	総排出量 (トン)	世帯数	原単位 (kg)	総排出量 (トン)	世帯数	原単位 (kg)	総排出量 (トン)
177,161	43.5	7,700	248,706	13.1	3,300	425,867	25.8	<u>11,000</u>

※戸建住宅の排出量原単位（世帯・年）

モデル地区における収集状況により算出 → 43.5kg（世帯・年）

※共同住宅の排出量原単位（世帯・年）

町内自治会長などへのヒアリング、ステーション調査により算出 → 13.1kg（世帯・年）

※世帯数は、「千葉市推計人口（平成 27 年 10 月 1 日現在）」、各住宅の構成割合は「総務省住宅・土地統計調査（平成 25 年 10 月 1 日現在）」の数値。

② 月 1 回収集における資源収集量

→ 11,000 トン × 分別排出協力率 30%（資源排出量/総排出量） = 3,300 トン

③ 月 2 回収集における資源収集量

→ 11,000 トン × 分別排出協力率 50%（資源排出量/総排出量） = 5,500 トン

(3) 分別収集方法に関する検討結果

住民アンケートや収集運搬・処分事業者に対するヒアリング調査を実施

① 収集回数

- ・アンケートから、月 2 回収集であれば、分別排出協力率は約 50%になると見込まれる。

※アンケート調査における希望の収集回数

月 2 回（49.3%）、週 1 回（23.4%）、月 1 回（22.1%）、その他（5.2%）

※分別排出協力率 50% = 30%（モデル（月 1 回）の実績） + 20%（月 2 回の場合の協力意向の増加分）

② 収集方法（車両）

- ・平ボディ車では、剪定枝等を多く積載できず、また、積み降ろしに時間を要するため、パッカー車が適当である。

③ 排出方法

- ・太さ 20 cm、長さ 100 cm の枝は収集可能である。
- ・剪定枝等の容積は可燃ごみ未満であり、排出量を制限しなくてもステーションに集積可能。

④ 不要物の取り除き

- ・排出時に使う紐や袋の取り除きを荷下ろし時に収集業者が行うことは困難であり、別途、人工を要する。

2 平成 28 年度モデル事業（拡充）

- ・本格実施における再資源化量等を精査するため、収集回数（月 1 回または月 2 回）による収集量の差異等を検証する。
- ・1 区をモデル地区とすることで、検証に必要なデータ数を効率的に得ることができるほか、モデル地区での効果的な広報の手順の開発やさらなる収集運搬の効率化などの事業内容のブラッシュアップが可能となる。

(1) 開始時期 平成 28 年 5 月～

(2) 実施地区 中央区全域（約 100,000 世帯）

- ・中央区は戸建住宅、集合住宅、農地山林を含む住宅等様々な住宅があり、収集回数による収集量の差異や住宅地の土地属性による排出量の原単位の差異のデータ収集が可能のため。
- ・中央区には民間再資源化施設が所在していることから、効率的な収集運搬により、多くのサンプル調査が可能となるため。

(3) 実施方法

月 1 回収集と月 2 回収集のエリアを設定するとともに、定期的なサンプル調査により、戸建住宅、集合住宅それぞれの排出量原単位を把握する。

※収集日は不燃ごみ・有害ごみの収集のない週とする。

【例】第 1・3 月曜日が不燃ごみ・有害ごみの収集日の場合

第 2・4 月曜日（月 1 回の場合はいずれか 1 日）が収集日

(4) 再資源化量・方法 980 トン/年、燃料チップ・敷料等

(5) 収集方法 ごみステーション収集（2 トン・4 トンパッカー車）

(6) 排出方法 枝 太さ 20cm 以内、長さ 100cm 以内 草、葉 透明袋、旧指定袋
※排出数の制限なし

(7) 処理施設 市内の民間再資源化施設

(8) 周知方法

① 町内自治会等への説明

- ・千葉市町内自治会連絡協議会（ごみ問題検討委員会・中央区連協・市連協）へ説明
- ・町内自治会・マンション管理組合説明会（3 月下旬～）

② 周知用チラシ

- ・町内自治会等での回覧依頼（3 月下旬～）
- ・町内自治会等説明会での配布（3 月下旬～）
- ・全戸配布（4 月中旬）

③ ごみステーション看板

- ・町内自治会等へ配布（4 月上旬～）

④ その他

- ・市政だより、ホームページによる周知